【共生型地域密着型通所介護】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【参考資料】

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△　共生型地域密着型通所介護事業　運営規程（事業の目的）第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する共生型地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な共生型地域密着型通所介護を提供することを目的とする。（運営の方針）第２条　共生型地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。５　共生型地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。６　前５項のほか、「豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成２４年豊中市条例第７０号。以下「条例」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。（事業の運営）第３条　共生型地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。（事業所の名称等）第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名　称　　△△△（２）所在地　　豊中市××町一丁目×番×号△△ビル□階（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（１）管理者　１名（常勤職員）管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共生型地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。（２）従業者　○名（常勤○名、非常勤○名）共生型地域密着型通所介護従業者は、共生型地域密着型通所介護の業務に当たる。（３）事務職員　○名事務職員は必要な事務を行う。（営業日及び営業時間）第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、○月○日から○月○日までを除く。（２）営業時間　午前〇時から午後〇時までとする。（３）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。（４）延長サービス可能時間帯　提供前　○時～○時　　　　　　　　　　　　　　　提供後　○時～○時（共生型地域密着型通所介護の利用定員）第７条　事業所の利用定員は、〇〇名とする。１単位目○名、２単位目○名・利用定員とは、当該事業所において同時に提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。（共生型地域密着型通所介護の内容）第８条　共生型地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。（１）共生型地域密着型通所介護計画の作成（２）入浴サービス（３）給食サービス（４）生活指導（相談・援助等）　（５）機能訓練（６）健康チェック（７）送迎（８）延長サービス（９）アクティビティ（介護予防）　（利用料等）第９条　共生型地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）によるものとし、当該共生型地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額によるものとする。２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。（１）通常の事業の実施地域を越えてから、片道○○キロメートル未満　　○○○円（２）通常の事業の実施地域を越えてから、片道○○キロメートル以上　　○○○円３　食事の提供に要する費用については、○○円を徴収する。４　おむつ代については、○○円を徴収する。５　その他、共生型地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。６　前５項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。７　共生型地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。８　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。９　法定代理受領サービスに該当しない共生型地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した共生型地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。（通常の事業の実施地域）第１０条　通常の事業の実施地域は、豊中市とする。（衛生管理等）第１１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。（サービス利用に当たっての留意事項）第１２条　利用者は共生型地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を共生型地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。（緊急時等における対応方法）第１３条　共生型地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。２　利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。３　利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（非常災害対策）第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（苦情処理）第１５条　共生型地域密着型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。２　事業所は、提供した共生型地域密着型通所介護に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業所は、提供した共生型地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。（個人情報の保護）第１６条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書により利用者又はその代理人の同意を得るものとする。（虐待防止に関する事項）第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備（３）その他虐待防止のために必要な措置２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（身体的拘束等の原則禁止）第１８条　事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。（地域との連携等）第１９条　共生型地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。２　共生型地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６か月に１回以上、運営推進会議に対し提供しているサービス内容および活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。３　共生型地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。（その他運営に関する留意事項）第２０条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。（１）採用時研修　採用後〇ヵ月以内（２）継続研修　　年〇回以上２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。４　事業所は、指定共生型地域密着型通所介護に関する条例で定める記録を整備し、条例で定める日から５年間保存するものとする。５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則この規程は、〇〇年〇月〇日から施行する。 | ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。・平成２４年豊中市条例第７０号等を参照のうえ、事業運営に関する基本方針を記載してください。・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。・兼務がある場合は、「（×××と兼務）」と記載してください。・常勤と非常勤に分類して記載してください。・兼務がある場合は、「（うち○名×××と兼務）」と記載してください。・事務職員を置く場合、記入してください。・（１）（２）は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。・（３）は、利用者に対するサービス提供時間を記載してください。・（４）は、８時間以上９時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行うことが可能な体制にある時間帯を記載してください。・延長サービスを行う場合はその旨を記載してください・送迎費の徴収は、実費の範囲で設定してください。　費用（交通費）を徴収しない場合、記載は不要です。・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。・事業所で定めた緊急時の対処方法について記載してください。・非常災害訓練等を定期的に行う回数を記載してください。・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。・運営規程の改正年月日の履歴の記載も必要です。 |